

2011年8月24日

中医協委員による被災地訪問・意見交換会についての 日本医師会の見解

社団法人 日本医師会

はじめに、今般、中医協 森田会長をはじめ、委員の先生方が被災地を訪問され、被災三県において意見交換会に出席くださったことにお礼を申し上げます。

1. 被災地の現状について

中医協委員の先生方にご視察いただいたように、沿岸部ではがれきがそのままであり、復興は遅々として進んでいない。

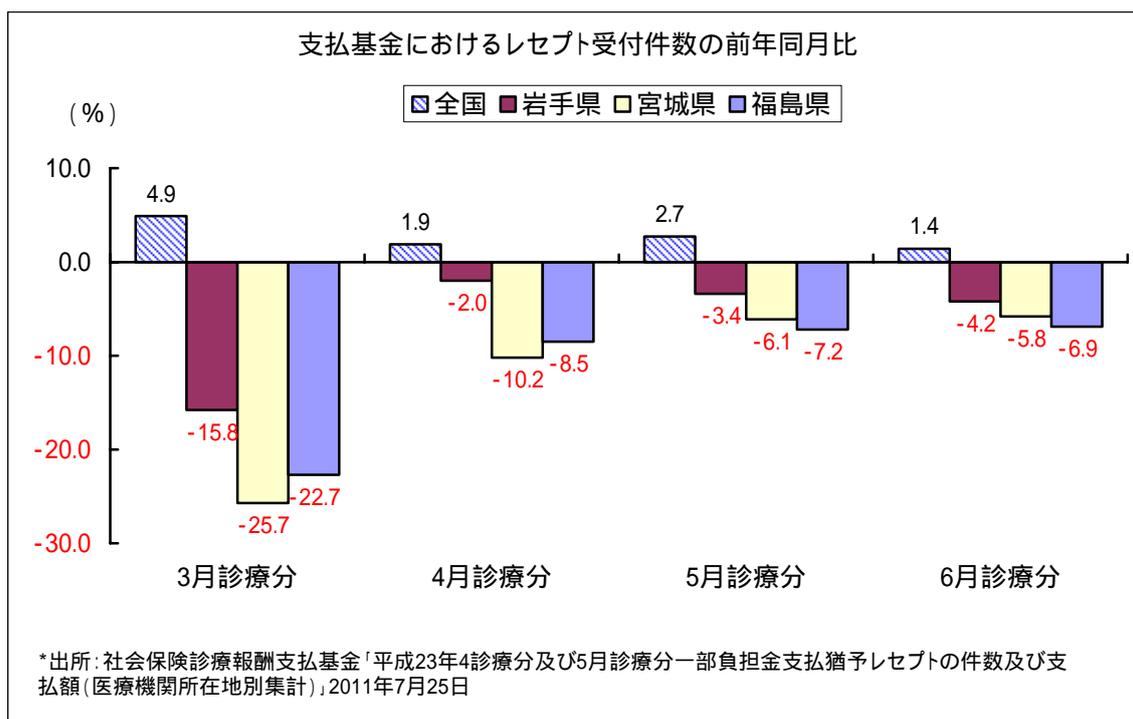
医療も壊滅的である。意見交換会で報告があったように、宮城県医師会のアンケート調査によると、回答医療機関（回答率93%）の53%が、全壊、半壊、一部損壊であった¹。福島県病院協会が病院を対象に行なった調査（回答率43%）によれば、東日本大震災以前、回答医療機関の医師数は1,442人であったが、7月20日までに128人（9%）が離職、看護師は8,254人中413人（5%）が離職している²。また、岩手県では、肋骨対応（内陸医師会が被災地を応援するシステム）を行なって、なんとか持ちこたえている。

¹ 宮城県医師会会員医療機関1,492、回答数1,388（回答率93%）、病院・診療所の損壊（浸水によらない）に関する質問に対する回答医療機関1,370。建物全壊16、大規模半壊22、半壊37、一部損壊659（以上全壊・半壊・一部損壊計734）、損壊なし636。

² 125病院中54病院から回答（回答率43%）があった。回答医療機関のうち、浜通り、県北、県中における7月20日までの離職数は、医師1,168人中124人、看護師6,254人中387人であり、ほとんどが、浜通り、県北、県中での離職者である。

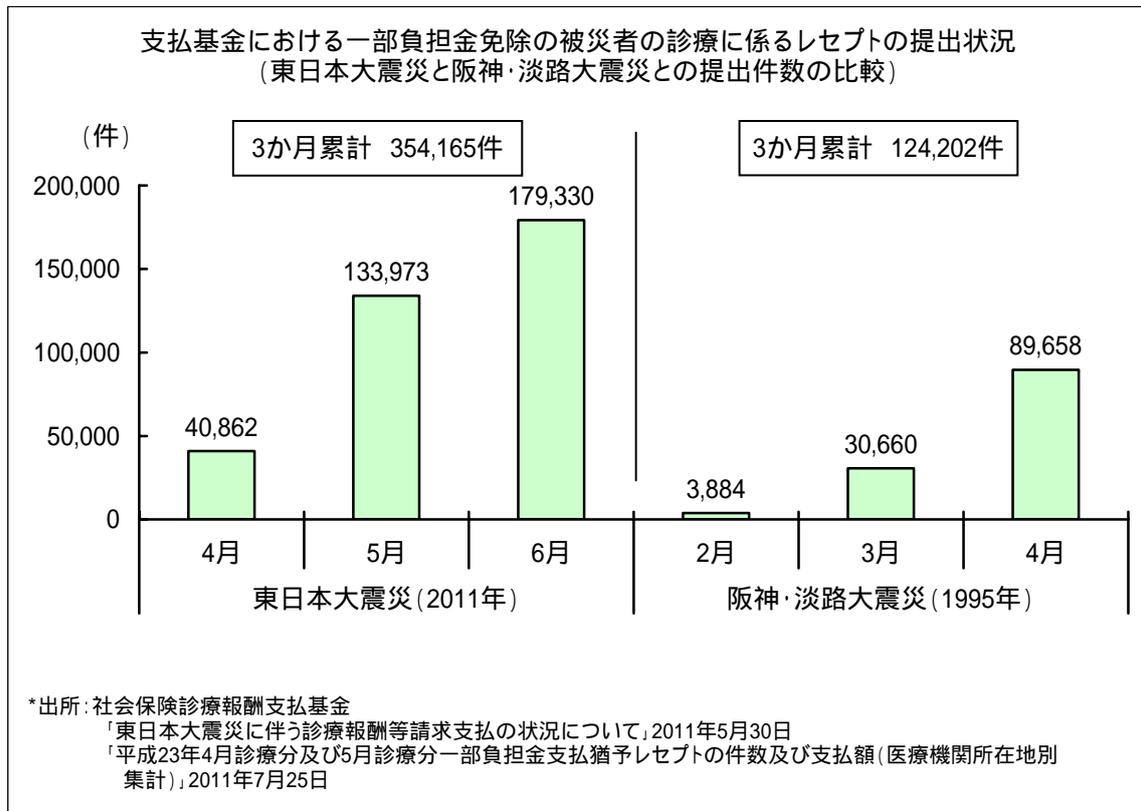
支払基金のレセプト受付件数を見ると、全国的に前年同月比が伸びているのに対し、被災三県では大幅に落ち込んでおり、回復の兆しも見られない(図 1.1)。

図 1.1 支払基金におけるレセプト受付件数の前年同月比



一部負担金免除の被災者の診療に係るレセプトの件数も毎月増加し、4～6月請求分の累計で35万4,165件に達している。阪神・淡路大震災時の2～4月累計12万4,202件を大幅に上回る規模である（図1.2）。

図1.2 支払基金における一部負担金免除の被災者の診療に係るレセプトの提出状況



災害救助法の適用地域等の被災者の方³には一部負担金免除等の措置がとられているが、一部負担金免除対象の請求は全国からあり、毎月、件数が増加している（表 1.1）。

福島第一原子力発電所事故は依然として進行中であり、今後さらに、東日本大震災の影響が全国的に拡大していくことが懸念される。

³ 災害救助法の適用地域（東京都を除く）や被災者生活再建支援法の適用地域の住民（地震発生後、他の市町村に転出された方を含む）の方で、かつ、住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方、主たる生計維持者が死亡されたり、重篤な傷病を負われたりした方など。

表 1.1 支払基金における一部負担金免除のレセプト請求額

(千円)

	2011年3月診療分	2011年4月診療分	2011年5月診療分
北海道	6,059	15,217	16,136
青森県	1,118	7,305	16,182
岩手県	100,049	278,730	331,383
宮城県	144,467	808,700	1,186,212
秋田県	2,023	5,574	6,113
山形県	19,299	35,235	30,063
福島県	120,563	493,336	717,103
茨城県	12,859	31,357	41,613
栃木県	10,740	18,198	18,584
群馬県	5,738	12,659	13,434
埼玉県	22,663	53,863	60,753
千葉県	14,809	35,234	39,629
東京都	42,109	81,506	93,998
神奈川県	18,255	43,025	48,309
新潟県	30,073	56,679	40,205
富山県	558	3,224	1,807
石川県	460	1,724	4,813
福井県	93	1,562	2,420
山梨県	1,087	2,678	2,598
長野県	2,565	5,299	4,153
岐阜県	508	1,202	2,581
静岡県	737	3,450	4,949
愛知県	1,414	3,466	4,198
三重県	197	356	359
滋賀県	265	1,565	1,973
京都府	346	2,355	1,495
大阪府	703	3,576	6,474
兵庫県	812	2,224	3,498
奈良県	48	202	133
和歌山県	82	67	100
鳥取県	20	225	194
島根県	7	272	504
岡山県	53	813	560
広島県	137	576	1,021
山口県	169	542	845
徳島県	908	38	171
香川県	52	154	197
愛媛県	148	381	653
高知県	26	61	38
福岡県	517	1,706	1,456
佐賀県	47	78	118
長崎県	9	180	356
熊本県	9	28	319
大分県	167	475	780
宮崎県	46	173	259
鹿児島県	28	1,391	1,564
沖縄県	535	1,238	1,705
全国計	563,577	2,017,899	2,712,008

*出所: 社会保険診療報酬支払基金

「平成23年3月診療分(4月処理)診療報酬等支払額・割合(医療機関所在地別集計)」2011年5月30日

「平成23年4月診療分及び5月診療分一部負担金 支払猶予レセプトの件数及び支払額(医療機関所在地別集計)」2011年7月25日

2. 今回の視察および意見交換会について

5月19日、日本医師会は、細川厚生労働大臣に、2012年度の診療報酬・介護報酬同時改定の見送りを要請した。東日本大震災からの医療再生に、全身全霊を捧げるべきであると考えたからである。さらに、5月24日、中医協 森田会長に「東日本大震災被災地視察のお願い」⁴をお送りした。

こうした経緯を経て、8月1日から8月3日にかけて、中医協委員の被災地視察および意見交換会が実現した。

そして、8月24日の中医協総会に、「中医協委員による被災地訪問・意見交換会についての報告」が提出された。この報告書は、診療報酬の算定要件の緩和、診療報酬上の加算に関する要望を中心に整理されている。一方、宮城県医師会での意見交換会では、診療報酬全面改定延期の要請があったが、中医協報告書には、当日、同県医師会から詳しく説明があった全面改定延期要請の理由等について、ほとんど触れられていない。これでは、これだけの診療報酬に係る緩和や加算の要望があるから、診療報酬の全面的な改定が必要であるとの判断を誘導するかのようなものであり、恣意的な総括であると受け止めざるを得ず、遺憾である。

日本医師会が、被災三県の医師会から今回の視察に対する意見を集約したところ、総じて有意義であったという評価であった。一方、被災地の思いが正確に受け止められているか不安、理解していただけたかどうか委員の意見、感想を聞きたかったという声があった。

中医協委員の先生方がご多忙のおり、また強行軍で視察を行なってくださったことは感謝に耐えない。日本医師会が被災地の視察をお願いしたのは、診療報酬・介護報酬の同時全面改定を見送り、被災地の医療再生に全身全霊を捧げたいという思いを共有していただきたかったからである。中医協委員の先生方

⁴ 同文書は、2011年6月3日の中医協総会にも鈴木委員提出資料として提示。

におかれては、日本医師会の思いをご理解の上、被災地の声を真摯に受け止められ、診療報酬・介護報酬同時全面改定の是非等について、的確なご判断をお願いしたい。

3. 今後の対応にむけた日本医師会の見解

(1) 診療報酬・介護報酬の同時全面改定について

被災地の医療復興に、膨大なエネルギーがかかることは明らかである。医療機関にとっては、足下の医療の建て直しだけでも至難であり、このうえ、診療報酬・介護報酬同時全面改定に係る膨大な作業を行なうことになれば、被災地における最低限の医療再生すら遅らせることになりかねない。日本医師会は、医療現場に大きな負荷をかける診療報酬・介護報酬の同時全面改定について、あらためてその延期を要請する。

(2) 不合理な診療報酬項目の見直しについて

診療報酬・介護報酬の同時全面改定については、その見送りを要請するが、日本医師会は、東日本大震災以前から、全国の医療が崩壊しつつあることを痛切に受け止めている。したがって、不合理な診療報酬項目の見直しや、被災地の医療復興のための特例措置の継続については、鋭意取り組んでいく。

現在、日本医師会は、対応すべき項目の整理を進めている。たとえば、地域医療貢献加算および再診料の見直しである。すべての医療機関が地域医療に貢献していることは、今回の東日本大震災において、多くの医療機関、医療従事者が被災地の地域医療の支援を行なったことから、より明らかになった。地域医療への貢献は、固有の加算によって評価されるべきものではない。むしろ、被災地をはじめ地域医療の根幹を支えているのは基本診療料である。地域医療の崩壊を食い止めるため、地域に密着して診療を行なっている診療所の基本診療料のひとつである再診料を従前に戻すことを要求する。

(3) 医療復興にむけた対応とその財源について

被災地からは、特区や診療報酬上の加算の要望があった。これは被災地の医療再生の緊急性、重大性を鑑みれば当然のことであるが、政府は復興特区と民間資本の導入を抱き合わせで進めようとしており⁵、日本医師会はこのことに強い懸念を持っている。医療特区に営利企業が参入すれば、所得により受けられる医療に格差を生じ、そこから後戻りすることはできない。

また診療報酬上の加算以前に、医療の根幹を建て直す必要がある。それはまさに国家安全保障の建て直しであり、国として責任をもって対応すべきである。

したがって、日本医師会は、被災地が特区や診療報酬上の加算に活路を求めなくてもよいよう、補助金、その他の助成金での強力な財政措置を求めていく。補助金等については交付までに時間がかかったり、用途や補助率に制限が設けられたりしないよう、スピーディーで柔軟な対応を要請する。

地域医療再生基金については、今回、基礎額 15 億円が前倒しで交付され、民間医療機関の整備にも活用するといった柔軟な対応がとられることになった。このことは十分評価できる。日本医師会は、被災地の医療機関が真に救われるような地域医療再生基金の活用策について、引き続き支援を行なっていきたい。

⁵ たとえば、「社会保障制度改革の方向性と具体策」(2011年5月12日に厚生労働省が第6回社会保障改革に関する集中検討会議に提出)には、東日本大震災の復興に関する提言として、PFI等による民間部門の資金やノウハウの活用、新たなプロジェクトファイナンススキームの活用、総合特区制度等の活用が掲げられている。

4. 資料

4.1. 「東日本大震災被災地視察のお願い」

日医発第 142 号（総医 4）
平成 23 年 5 月 24 日

中央社会保険医療協議会
会長 森田 朗先生

社団法人 日本医師会
会長 原中 勝征

東日本大震災被災地視察のお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は、診療報酬について熱心にご審議たまわり、厚く御礼申し上げます。

さて、3月11日、東日本大震災が発生し、多くの方が犠牲となりました。行方不明の方も大勢おられ、被災地では避難生活が長期化し、多くの方が、心身の不調を訴えておられます。福島第一原子力発電所の問題もあり、災害は今なお現在進行中です。

被災地の医師、医療関係者は、家族を顧みることなく、必死の医療をつづけています。日本医師会も、JMAT（日本医師会災害医療チーム）を組織し、被災地で懸命の医療を行なってまいりました。

しかし、被災地では、当たり前の医療がありません。日本の国民皆保険の下で、医療を受けられない方があるのです。

被災地に一刻も早く、医療を取り戻さなければなりません。そのために、国およびすべての医療関係者が、東日本大震災からの医療再生に全身全霊を捧げるべきと考えます。

こうした思いから、日本医師会は、5月19日、厚生労働大臣に、来年度の同時改定見送りを要請いたしました。

また、東日本大震災の影響は、今後、全国に波及すると推察されます。このことも踏まえ、調査期間が昨年度末までである医療経済実態調査等についても、見送りを申し入れました。

本日は、日本医師会の思いをご理解たまわりたく、ぜひ、中医協委員の先生方に、被災地をご視察くださいますよう、お願い申し上げます。

日本の医療を担う先生方と、震災復興にかける思いを共有できれば、そして、そのことが医療再生につながれば、これほど有り難いことはありません。

森田朗会長におかれましては、ご多忙中、誠に恐縮ではございますが、是非とも、前向きにご検討いただき、委員の先生方のご視察をお認め下さいますよう、よろしく申し上げます。

敬具

4.2. 東日本大震災被災地訪問・意見交換会スケジュール

中医協委員 東日本大震災被災地訪問・意見交換会スケジュール

2011年8月1日 岩手県

10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
	11:15	12:30				16:05	16:45	17:35	18:35		

岩手県医師会意見交換会

岩手県立大槌病院仮設診療所視察

釜石医師会意見交換会

中医協 (会長)	森田会長	} 全日程
委員 (支払側)	伊藤委員、中島委員	
(診療側)	鈴木委員	
(公益側)	石津委員	
厚生労働省	外口保険局長、鈴木保険局医療課長	全日程

以下、中医協委員・厚生労働省以外の参加者・対応者

岩手県医師会意見交換会	
岩手県医師会	石川会長、岩動副会長、小原副会長、遠藤常任理事
岩手医科大学	小川学長、小林病院長
岩手県歯科医師会	箱崎会長、小田中常務理事
岩手県薬剤師会	畑澤会長、熊谷専務理事
岩手県	小田島保健福祉部長、野原保健福祉部医療推進課総括課長、遠藤医療局長、大槻医療局経営管理課総括課長
日本医師会(オブザーバー)	中川副会長

岩手県立大槌病院仮設診療所視察	
岩手県立大槌病院	岩田院長、黒田副院長、佐々木事務局長、荒木総看護師長

釜石医師会意見交換会	
釜石医師会	小泉会長、堀副会長、植田副会長、遠藤理事、寺田理事

中医協委員 東日本大震災被災地訪問・意見交換会スケジュール

2011年8月2日 宮城県

10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
	11:10	11:55	13:15	13:45	14:55	15:25	16:45	17:45		20:30	21:30
			14:05 14:35								

気仙沼市立本吉病院視察
 公立南三陸診療所視察 (公立志津川病院の仮設診療所)
 仮設住宅視察
 南三陸町役場(仮庁舎)意見交換会
 石巻赤十字病院視察
 宮城県医師会意見交換会

中医協 委員	(会長) 森田会長 (支払側) 伊藤委員、中島委員 (診療側) 堀委員: ~ 安達委員、鈴木委員、西澤委員、三浦委員: (公益側) 石津委員:全日程	全日程
厚生労働省 外口保険局長、鈴木保険局医療課長、迫井保険局医療課企画官:全日程		

以下、中医協委員・厚生労働省以外の参加者・対応者

気仙沼市立本吉病院視察 気仙沼市立本吉病院 鈴木管理課長、佐々木看護師長、畠山主幹兼主任 気仙沼市 菅原市長、千田本吉自治区長、畑中本吉総合支所次長
--

公立南三陸診療所視察(公立志津川病院の仮設診療所) 南三陸町役場(仮庁舎)意見交換会、 仮設住宅視察 公立志津川病院 鈴木院長、横山事務長、佐々木医事係長 南三陸町 佐藤町長、西城建設課長

石巻赤十字病院視察 石巻赤十字病院 飯沼院長、石井医療社会・事業部長、千葉事務部長、佐々木医事課長、阿部事務副部長、今村総務係長

宮城県医師会意見交換会 宮城県医師会 伊東会長、嘉数副会長、櫻井副会長、橋本常任理事、 佐藤常任理事、高橋常任理事 宮城県 佐々木保健福祉部次長、伊藤保健福祉部医療整備課長 日本医師会(オブザーバー) 中川副会長
--

中医協委員 東日本大震災被災地訪問・意見交換会スケジュール

2011年8月3日 福島県

10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
10:20	11:20		13:30	14:40		16:40	17:40				
15:00 15:30											
南相馬市立総合病院意見交換会			福島県医師会意見交換会				ビックパレット福島(郡山市)視察				

記者会見(福島県自治会館)

中医協委員	(会長) 森田会長 (支払側) 伊藤委員、花井委員 (診療側) 安達委員、西澤委員、三浦委員 鈴木委員: ~ (公益側) 石津委員	全日程
厚生労働省	外口保険局長、鈴木保険局医療課長、迫井保険局医療課企画官	全日程

以下、中医協委員・厚生労働省以外の参加者・対応者

南相馬市立総合病院意見交換会	
南相馬市立総合病院	金澤病院長、及川副院長
小野田病院	小野田理事長、台野事務長
渡辺病院	佐藤事務長
大町病院	猪又病院長、今野事務長
金森和心会	金森法人事務局長
金森和心会雲雀ヶ丘病院	渡辺事務部長
相馬郡医師会	柏村会長、石原理事

福島県医師会意見交換会	
福島県医師会	高谷会長、菊池副会長、有我副会長、星常任理事、前原相談役(福島県病院協会会長)
福島県歯科医師会	金子会長、國崎常務理事
福島県薬剤師会	櫻井会長、高野常務理事
福島県保健福祉部	佐藤部長、馬場地域医療課長、力田薬務課長
福島県立医科大学	村川病院長
日本医師会(オブザーバー)	横倉副会長

ビックパレット福島(郡山市避難所)視察	
双葉郡医師会	井坂会長、堀川理事長
富岡町	三瓶副町長、渡辺健康福祉課長、滝沢保健師
川内村	遠藤村長、鈴木国保診療所長、秋元保健福祉課長、井出福祉課係長、猪狩保健福祉課主任保健師
福島県災害対策本部	中川主幹、大峯主任主査、伊藤主幹、七海主任主査
市町村総合支援チーム	

4.3. 意見交換会の概要

岩手県医師会における意見交換会	
日時・場所	2011年8月1日 11時15分～12時30分 岩手県医師会館
出席者	中医協委員 森田会長 支払側 伊藤委員、中島委員 診療側 鈴木委員 公益側 石津委員
	岩手県医師会 石川会長、岩動副会長、小原副会長、遠藤常任理事
	岩手医科大学 小川学長、小林病院長
	岩手県歯科医師会 箱崎会長、小田中常務理事
	岩手県薬剤師会 畑澤会長、熊谷専務理事
	岩手県 小田島保健福祉部長、野原保健福祉部医療推進課総括課長、遠藤医療局長、大槻医療局経営管理課総括課長
	厚生労働省 外口保険局長、鈴木保険局医療課長
	日本医師会(オブザーバー) 中川副会長
内容	(岩手県医師会 石川会長) - 津波による被害が甚大な沿岸部を中心とした地域に限り、算定可能な加算を時限的に創設することを要望。 - 日本医師会は次期改定で大きな変更を行わず、不合理な部分だけを直すよう提案しているが、現行ルールはあまりにも不合理な部分が多すぎる。これをどう改革していくかが問題。 - 何らかの加算をご配慮いただきたい。
配付資料	岩手県医師会 1. 東日本大震災に対する初動について・災害復興の今後の課題・その他 - 二重債務の問題、医療特区の創設および医療にかかわる税の減免措置の要望など 2. 東日本大震災に伴うレセプト情報の提供依頼について - 医療現場から県医師会に被災患者の病歴や薬歴照会が多くあったこと、基金および国保連にレセプト情報提供の依頼をしたことを報告 3. 「JMAT岩手」活動状況 (2011.5～) 4. 内陸医師会から被災地への肋骨対応(内陸医師会からの応援) 5. 地域医療再生基金について(日本医師会から地域医療再生基金の活用について、被災3県に送ったメモを岩手県医師会から提出) 岩手県歯科医師会 1. 東日本大震災に伴う会員の被災状況について・歯科訪問診療料の算定について・クラウン・ブリッジ維持管理料の算定について 岩手県医療局 1. 県立病院の被災状況と対応について 岩手県総務部総合防災室 1. 病院・診療所と応急仮設住宅位置関係図 2011年6月30日現在 岩手県保健福祉部 1. 岩手県報告事項(東日本大震災津波関係) 2. 気仙、釜石、宮古保健医療圏における被災前の医療資源等の状況 社団法人日本脳卒中学会 1. 社団法人日本脳卒中学会声明(被災者の生活・健康環境の改善要望など) 2. 2011年8月1日 読売新聞記事・社団法人日本脳卒中学会声明

宮城県医師会における意見交換会	
日時・場所	2011年8月2日 20時30分～21時30分 宮城県医師会館
出席者	中医協委員 森田会長 支払側 伊藤委員、中島委員 診療側 安達委員、鈴木委員、西澤委員、三浦委員 公益側 石津委員
	宮城県医師会 伊東会長、嘉数副会長、櫻井副会長、橋本常任理事、佐藤常任理事、高橋常任理事
	宮城県 佐々木保健福祉部次長、伊藤保健福祉部医療整備課長
	厚生労働省 外口保険局長、鈴木保険局医療課長、迫井保険局医療課企画官
	日本医師会(オブザーバー) 中川副会長
内容	宮城県医師会 (伊東会長) - 病院と診療所の被害状況と現状の説明 ・ 全損医療機関は102件、半損医療機関は69件である。 ・ 1,129床のベッドが流された。地域の診療所だけではなく、病院の復興にも力を入れたいといけな。
配布資料	(嘉数副会長) - 宮城県医師会会員医療機関へ行ったアンケート結果(回収率93%)の報告 ・ 医療機関の損壊の状況、医療機器・医薬品の被害状況、人的被害、診療の状況などの回答結果の報告。今も診療していない医療機関は1,370件中35件。 ・ 全壊医療機関94件のうち、閉院を決定したのは8件、閉院してしまうかもしれないという回答が10件。宮城県医師会としては、これら18件を何とかしたい。
	(佐藤常任理事) - 改定をせず、復興に全力を挙げてほしい。 - 被災状況を反映していない医療経済実態調査をもとにして来年改定するのは納得できない。 - 厚生労働省、日本医師会、東北厚生局一体となって復興に取り組んでいるが、なかなか進んでいないので、復興を優先してほしい。診療報酬改定を1年延期してなぜいけないのか。 - 被災してなくなったところをいかにして復興させるか。このままだと宮城県の医療が駄目になってしまう。
	(高橋常任理事) - 宮城県のレセプトの受付枚数は減少しており、6月は前年同月比6.7%の減。4、5月はもっと減少している。
	宮城県医師会 1. 東日本大震災による被害状況について - 宮城県郡市区医師会ごとの被害状況(全壊、半壊等)別医療機関数 2. 宮城県医師会会員医療機関へ行った東日本大震災に関するアンケート結果報告(宮城県医報2011年8月号の写し) 3. 平成24年の診療報酬改定などに関する宮城県医師会の申し入れ(要請) - 2011年7月7日に宮城県医師会長および理事会から細川厚生労働大臣に要請した文書

福島県医師会における意見交換会	
日時・場所	2011年8月3日 13時30分～14時40分 福島県医師会館
出席者	中医協委員 森田会長 支払側 伊藤委員、花井委員 診療側 安達委員、鈴木委員、西澤委員、三浦委員 公益側 石津委員
	福島県医師会 高谷会長、菊池副会長、有我副会長、星常任理事、 前原相談役(福島県病院協会会長)
	福島県歯科医師会 金子会長、國崎常務理事
	福島県薬剤師会 櫻井会長、高野常務理事
	福島県保健福祉部 佐藤部長、馬場地域医療課長、力田薬務課長
	福島県立医科大学 村川病院長
	厚生労働省 外口保険局長、鈴木保険局医療課長、 迫井保険局医療課企画官
	日本医師会(オブザーバー) 横倉副会長
内容	<p>(福島県医師会)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 被災した看護師が県内に留まってもらうように活動してきたが、子育て中の方もおり、外で生活基盤ができれば戻ってきてもらえないだろうと思っている。非常に少数ではあるが、県内で相互に一時的にお預かりする、お預けするというような形で看護師に留まってもらっている。同様に医師の流出も止まらない。これら医療従事者の流出に対する支援を頂きたい。 - RSウイルス¹⁾抗原精密測定や放射線指導料の創設など、被災地に対して診療報酬上の配慮をお願いしたい。 <p>(中医協 森田会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 様々なご意見、ご要望を頂いた。持ち帰って中医協に報告し、皆様のご要望をできるだけ反映できる形にしたい。 - 医療制度のあり方、地域社会のあり方が大きく変わってきているように思う。中医協の中でどこまで対応できるか分からないが、真摯に審議していきたい。 <p>(福島県立医科大学)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 元々医師がかなり不足している地域。県内の医師の供給は我々だけでは賅えない。大学自体も医師の減少があるので、現状では、大学からの派遣も需要に応えられていない。 <p>(福島県保健福祉部)</p> <ul style="list-style-type: none"> - いかに常勤医を確保するか。診療報酬体系の中でも検討してほしい。

¹⁾RSウイルスによる感染症は冬季においてほぼ毎年流行する。乳児期の初感染では無呼吸に陥り致死的になることは稀ではなく、しばしば入院による治療・経過観察が必要な疾患である。RSウイルス抗原精密測定は入院のみで、外来は保険適用されていない。避難所などでRSウイルスを疑って検査しても保険適用されないのでは流行を防げない。

配布資料	<p>福島県医師会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中央社会保険医療協議会委員の被災地訪問・意見交換会への提案 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災地支援特別加算(被災地の医療従事者流出への対応) <ul style="list-style-type: none"> - 一定の公的関与による医師等の派遣を行う医療機関及び受け入れする医療機関の行う医療について派遣期間に特別の評価 (2) 放射線指導料とその特定診療科特別加算 <ul style="list-style-type: none"> - 一定の講習を修了した医師が放射線に関する生活指導等を行った場合に指導料を算定できるものとし、特定の診療科には更に加算 (3) 遠隔地診療情報提供加算 <ul style="list-style-type: none"> - 被災地の医療機関が避難先医療機関へ診療情報を提供する場合に加算 (4) 施設基準算定等における特例 <ul style="list-style-type: none"> 医療従事者の流出、施設の損害に対応した特例措置(施設基準の緩和) 仮設診療所の訪問診療における特例措置(各種制限の撤廃) 2. 2011年8月3日付 読売新聞「園児2000人退園・県外へ」 <p>福島県病院協会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施設基準等の緩和に関する要望 2. 自主退職者調査結果報告 <p>福島県立医科大学付属病院</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中医協委員東日本大震災被災地視察に関する福島県立医科大学付属病院の要望について <ol style="list-style-type: none"> (1) DPCにおいて震災・原発事故対応として期間限定の臨時係数の設置 (2) 原発地区住民の健康・医療を維持管理するための新たな加算の設置 (3) 新たな設備投資のための、震災医療復興機器整備加算等の名称で2年程度の診療報酬上の加算 (4) 震災に伴う医師の減少もあるため、医師事務作業体制加算を特定機能病院も算定できるようにする <p>福島県歯科医師会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 要望事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 東日本大震災被災者に対する保険診療一部負担金支払免除の期間延長 (2) 緊急災害時における訪問診療(歯科訪問診療)の算定要件の見直し (3) クラウン・ブリッジ維持管理に関する震災時の特例的取り扱いについて 2. 中医協委員による東日本大震災被災地訪問資料 <p>福島県薬剤師会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中医協委員現地調査意見交換時における会長発言(要旨) <p>福島県保健福祉部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 福島県内医療機関の被災状況等 <p>福島県災害対策本部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報(第316報)
------	---

4.4. 東日本大震災に関連してこれまでに実施された診療報酬・介護報酬上の特例措置

(目次)

表中の番号は、行政刷新会議「東日本大震災に関連した各府省の規制緩和等の状況(8月2日更新)」の番号

<http://www.cao.go.jp/sasshin/kisei-seido/publication/230802/item230802.pdf>

以下は、行政刷新会議の項目以外で主なもの

番号	項目	頁
60	被災者に係る被保険者証等の提示	18、23
61	被災者の公費負担医療の取扱い	18、21
64	被災者に係る被保険者証の提示等	18
65	処方箋医薬品の取扱い	19
70	医療用麻薬の県境移動の取扱い	19
73	被災に伴う保険診療関係等の取扱	20、22、23
75	医師等の医療関係職種の免許申請等に係る取扱い	21
76	被災者に係る利用料等の取扱い	20
77	被災した転入者に係る被保険者資格の認定等	20
78	病院又は診療所間での医薬品及び医療機器の融通	21
79	介護サービス事務所の人員基準等の取扱い	21
88	旧規格適合医薬品の流通の延長措置	22
96	被災地における訪問看護ステーションの人員基準の緩和	23
103	入院時食事療養費等の額の特例	24
104	健康保険及び船員保険の保険料の免除の特例	24
105	介護保険被保険者の食費・居住費等の特例	24
115	要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例	24
116	被災に伴う医療法等の取扱い	24

項目	頁
一部負担金等の取扱い	25
介護保険施設における特例措置等	26
特定被災区域内における指定居宅サービス業者の指定	26
要援護者等への適切な支援等	26
被災した事業者に係る介護職員処遇改善交付金の取扱いについて	27
介護報酬等の請求の取扱い	27
介護報酬の概算請求について	27

表中の番号は、行政刷新会議「東日本大震災に関連した各府省の規制緩和等の状況(8月2日更新)」の番号

番号	項目	概要	文書名・措置日等
60	被災者に係る被保険者証等の提示 (阪神・淡路大震災時にも発出)	・ 氏名、生年月日、被用者保険に被保険者にあつては事業所名、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者にあつては住所を申し立てることにより、受診できる取扱いとする。	東北地方太平洋沖地震による被災者に係る被保険者証等の提示について 事務連絡 / 3月11日 保険局医療課
61	被災者の公費負担医療の取扱い (阪神・淡路大震災時にも発出)	・ 公費負担医療を受けている被災者が、手帳等の提出ができない場合においても受診が可能とする。緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できることとする。	東北地方太平洋沖地震による被災者の公費負担医療の取扱いについて 事務連絡 / 3月11日 健康局総務課・疾病対策課・結核感染症課、雇用均等・児童家庭局母子保健課、社会・援護局保護課・援護企画課、社会・援護局障害保健福祉部
64	被災者に係る被保険者証の提示等	・ 新規の要介護認定申請前にサービスを受けた被保険者に対しても、市町村の判断により特例居宅介護サービス費等を支給することができる。 ・ 要介護認定及び要介護認定の更新等の申請を行う者が、上記の事情により、被保険者証の提示ができない場合においても、当該申請を受理することができる取扱いとする。 ・ 既に要介護認定申請を行っている方に対して、認定審査会を開催できない等の事情により通常の要介護認定を行えない場合も、暫定ケアプランを用いたサービス提供を行うことができる取扱とする。 ・ 要介護認定の更新申請をすることができる方が要介護認定の有効期間の満了前に申請をすることができない場合についても、要介護認定の更新申請があつたものと見なし引き続きサービス提供を行うことができる取扱とする。	東北地方太平洋沖地震の被災者に係る被保険者証の提示等について 事務連絡 / 3月12日 老健局介護保険計画課、高齢者支援課、振興課、老人保健課

番号	項目	概要	文書名・措置日等
65	処方箋医薬品の取扱い (阪神・淡路大震災時にも発出)	・ 今般の地震及び関連する津波等による被災地の患者に対する処方箋医薬品の取扱いについては、平成17年3月30日付薬食発第0330016号厚生労働省医薬食品局通知「処方せん医薬品等の取扱いについて」の1(2)に示したとおり、薬事法第49条第1項の規定における「正当な理由」に該当し、医師等の受診が困難な場合、又は医師等からの処方箋の交付が困難な場合において、患者に対し、必要な処方箋医薬品を販売又は授与することが可能である。	平成23年東北地方太平洋沖地震における処方箋医薬品の取扱いについて(医療機関及び薬局への周知依頼) 事務連絡 / 3月12日 医薬食品局総務課
65	処方箋医薬品の取扱い	・ 医師等の受診が困難な場合、又は医師等からの処方箋の交付が困難な場合において、麻薬小売業者等が、被災者の患者さんの症状等について医師等へ連絡し当該患者さんに対する施用の指示(麻薬の施用にあっては麻薬施用者からの指示)が確認できる場合には、患者さんに対し、必要な医療用麻薬又は向精神薬を施用のために交付することが可能である。	平成23年東北地方太平洋沖地震における処方箋医薬品(医療用麻薬及び向精神薬)の取扱いについて 事務連絡 / 3月14日 医薬食品局監視指導・麻薬対策課
65	処方箋医薬品の取扱い	・ 医師等の受診が困難な場合、又は医師等からの処方箋の交付が困難な場合において、向精神薬小売業者が、患者への向精神薬の施用について、医師等からの事前の包括的な施用の指示が確認できる場合も含むものとする。	平成23年東北地方太平洋沖地震における処方箋医薬品(医療用麻薬及び向精神薬)の取扱いについて(その2)(医療機関及び薬局への周知依頼) 事務連絡 / 3月15日 医薬食品局監視指導・麻薬対策課
70	医療用麻薬の県境移動の取扱い	・ 早期に必要な医療用麻薬を補給できるよう、県境を越えた麻薬の譲渡手続きを簡素化し、事前に電話連絡をした上で、譲渡後に許可申請書を提出することも可能とする。	平成23年東北地方太平洋沖地震における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて(卸売業者、医療機関及び薬局への周知依頼) 事務連絡 / 3月15日 医薬食品局監視指導・麻薬対策課

番号	項目	概要	文書名・措置日等
73	被災に伴う保険診療関係等の取扱い 保険医療機関等の建物が全半壊し、近隣に仮設する場合 (阪神・淡路大震災時にも発出) 定数超過入院 (阪神・淡路大震災時にも発出) 施設基準の取扱い	<p>保険医療機関等の建物が全半壊した場合や、入院患者の急増等により保険診療上必要な施設基準を満たさなくなった場合等の保険上の取扱いの特例。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代替する仮設の建物と、全半壊等した保険医療機関等との間に、場所的近接性及び診療体制等から保険医療機関等としての継続性が認められる場合には、当該診療等を保険診療又は保険調剤として取り扱ってよい。 ・ 被災者を受け入れたことにより超過入院となった保険医療機関では、当面の間、減額措置を適用しない。 ・ 被災者の受け入れにより入院患者が一時的に急増、あるいは被災地に職員を派遣して職員が一時的に不足したため、入院基本料の施設基準を満たすことができなくなる保険医療機関は施設基準変更の届出を行わずによい。 ・ 看護職員の数、看護師・准看護師比率、DPC参加基準についても同様 老健局関連は訪問看護に関し、主治医と連絡が取れず、指示書が期限切れ等の場合であっても柔軟に対応して頂くよう通知 	<p>平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについて 事務連絡 / 3月15日 保険局医療課・老健局老人保健課</p> <p>3月16日都道府県介護保険主管部に改めて通知(3月16日老健局老人保健課)</p>
76	被災者に係る利用料等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災した介護サービス利用者等のうち利用料等の支払いが困難な者については、支払いを猶予することができる。 	<p>東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて 事務連絡 / 3月17日 老健局介護保険計画課、高齢者支援課、振興課、老人保健課</p>
77	被災した転入者に係る被保険者資格の認定等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災した介護保険制度被保険者が他市町村に転入した際の資格認定の弾力的対応について 	<p>東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震における転入者に係る被保険者資格の認定等について 事務連絡 / 3月17日 老健局介護保険計画課</p>

番号	項目	概要	文書名・措置日等
75	医師等の医療関係職種の免許申請等に係る取扱い	・ 医師等の医療関係職種の免許申請について、申請書の添付書類の弾力化や申請書の提出先の拡大を図るとともに、震災により免許証をなくした者に対し、免許を有する旨の証明書を発行することとした。	東北地方太平洋沖地震の発生に伴う医師等の医療関係職種の免許申請等に係る取扱いについて 医政発0317第20号 / 3月17日、3月24日 医政局
61	被災者の公費負担医療の取扱い (阪神・淡路大震災時にも発出)	・ 新規に公的負担医療を受けようとする被災者が、今般の災害により居住地のある県から他の都道府県に避難した場合、当該他の都道府県知事に申請を行う旨等を都道府県に連絡。	東北地方太平洋沖地震による被害者の公費負担医療の取扱いについて(その2) 事務連絡 / 3月18日 健康局疾病対策課、雇用・均等・児童家庭局母子保健課
78	病院又は診療所の間での医薬品及び医療機器の融通	・ 被災地の病院又は診療所に対する他の病院又は診療所からの医薬品及び医療機器の融通は、薬事法違反とはならないものとする。	東北地方太平洋沖地震における病院又は診療所の間での医薬品及び医療機器の融通について等 事務連絡 / 3月18日、3月30日 厚生労働省医薬食品局総務課、監視指導・麻薬対策課
79	介護サービス事務所の人員基準等の取扱い	・ 被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足し、人員基準を満たすことができなくなる場合について、介護報酬、人員基準などの柔軟な取扱いを可能とする。	東北地方太平洋沖地震に伴う介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについて 事務連絡 / 3月18日 老健局高齢者支援課、振興課、老人保健課

番号	項目	概要	文書名・措置日等
88	旧規格適合医薬品の流通の延長措置	<ul style="list-style-type: none"> 被災地に所在する卸売販売業者等が流通させる医薬品について、円滑な流通が確保されるよう旧規格(改正前の日本薬局方)に適合したもので差し支えないとする延長措置(本年6月末まで)を講じたもの。 	<p>日本薬局方の全部を改正する件の一部を改正する件 厚生労働省告示第96号 / 3月31日</p>
73	被災に伴う保険診療関係等の取扱 (阪神・淡路大震災時にも発出) 診療録等の滅失等の場合の概算請求	<ul style="list-style-type: none"> 保険医療機関等の建物が全半壊した場合や、入院患者の急増等により保険診療上必要な施設基準を満たさなくなった場合等の保険上の取扱いの特例。 診療録及びレセプトコンピュータ等を滅失、汚損又は棄損した場合、2011年3月11日以前の診療等分については概算請求をできる。 災害救助法適用地域(東京都の区域を除く)で、2011年3月12日以降に診療を行った場合、概算請求できる。 	<p>東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて(その2) 事務連絡 / 4月1日 保険局医療課</p>
73	被災に伴う保険診療関係等の取扱 一般病棟看護必要度評価加算 透析による他科受診	<ul style="list-style-type: none"> 保険医療機関等の建物が全半壊した場合や、入院患者の急増等により保険診療上必要な施設基準を満たさなくなった場合等の保険上の取扱いの特例。 震災によりやむを得ない場合は、重症度・看護必要度はできる限り測定することとし、重症度・看護必要度について、患者数が基準を下回った場合であっても、震災前より算定していた入院基本料を引き続き算定できる。 真にやむを得ない事情があった場合に限り、当面の間、透析を目的として他医療機関受診を行った日については、入院基本料及び特定入院料の控除は行なわない。 	<p>東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関連する診療報酬の取扱いについて(その2) 事務連絡 / 4月8日 保険局医療課</p>

番号	項目	概要	文書名・措置日等
73	被災に伴う保険診療関係等の取扱 急性期看護補助体制加算 訪問看護 保険医療機関に無償で提供された医薬品	保険医療機関等の建物が全半壊した場合や、入院患者の急増等により保険診療上必要な施設基準を満たさなくなった場合等の保険上の取扱いの特例。 ・急性期看護補助体制加算の施設基準も震災前の加算を引き続き算定できる。 ・複数の訪問看護ステーションから訪問看護を提供した場合であっても、当面、訪問看護療養費を算定することができる。 ・保険医療機関が購入した医薬品を区別することが困難であることから、薬剤料を請求できる。	東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関連する診療報酬の取扱いについて(その3) 事務連絡 / 4月20日 保険局医療課
96	被災地における訪問看護ステーションの人員基準の緩和	・指定訪問看護事業所の人員基準を満たさない訪問看護事業所について、基準該当訪問看護として、期間限定で市町村が特例居宅介護サービス費を支給可能とするもの。	東日本大震災に対応するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準の施行について 老発0422第1号(通知) / 4月22日 老健局
60	被災者に係る被保険者証等の提示	・平成23年7月1日以降は、保険医療機関等において、原則として通常どおり被保険者証等を提示することにより資格確認を行う取扱いとすること。 ・このため、各保険医療機関等においては、被保険者証等を紛失等した者に対し、速やかに加入している医療保険の保険者に連絡し、被保険者証等の再交付を受けるよう周知を図る。 ・各保険医療機関等においては、被災により被保険者証等を紛失した者が、7月1日以降も被保険者証等を提示せずに受診しようとした場合には、その氏名、生年月日、被用者保険の被保険者にあつては事業所名、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者にあつては住所(後日、診療報酬の請求に必要な事項について問い合わせることができるよう、必ず患者の連絡先も確認しておくこと。)の申告を受けた上で受診できることとするが、速やかに被保険者証等の再交付を受けるよう周知するとともに、再交付後、保険者番号及び被保険者証等の記号・番号を必ず当該保険医療機関等に連絡するよう伝える。	東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る被保険者証等の提示について 事務連絡 / 5月2日 保険局医療課

番号	項目	概要	文書名・措置日等
103	入院時食事療養費等の額の特例	・健康保険等の保険者は、一部負担金の免除を行った者について、入院時の食費・光熱水費等に係る自己負担額を免除する。	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律 法律 / 5月2日
104	健康保険及び船員保険の保険料の免除の特例	・健康保険等の保険者は、災害地域における事業所において、当該事業所の被保険者に対する賃金の支払に著しい支障が生じている場合、健康保険及び船員保険の保険料を免除することができることとする。	内閣府
105	介護保険被保険者の食費・居住費等の特例	・市町村は、利用者負担額の免除を行った被災介護保険被保険者について、介護保険施設等の食費・居住費を減免する。	
115	要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例	・被災地において、市町村の判断で要介護認定の有効期間を最大1年間延長することを可能とする。	東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の施行について 省令 / 5月27日 老健局老人保険課
116	被災に伴う医療法等の取扱い	・東日本大震災の被災地の復興及び東京電力株式会社福島原子力発電所の影響への対応のため、被災地に仮設診療所を開設する場合や被災地に医師が赴く場合、避難区域等から避難する場合等において医療法等を弾力的に運用(事後的な対応を可とする、例外を容認する等)して差し支えないこととする。	東日本大震災に伴う医療法等の取扱いについて 政総発0530第2号(通知) / 5月30日 医政局総務課

以下は、行政刷新会議の項目以外で主なもの

項 目	概 要	文書名・措置日等
一部負担金等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 当面、5月分までの診療分、調剤分及び訪問看護分について、5月末日まで支払を猶予。 	東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取り扱いについて 事務連絡 / 3月15日 保険局医療課
一部負担金等の取扱い (6月診療等分及び7月以降の診療等分の取扱い)	<ul style="list-style-type: none"> 追って別途連絡するまでの間、当面、一部負担金等の支払を猶予する取り扱いとする。 	東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取り扱いについて(その6) 事務連絡 / 5月2日 保険局医療課
一部負担金等の取扱い (6月診療等分及び7月以降の診療等分の取扱い)	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年2月29日まで、一部負担金等の支払を免除する取り扱いとする。 (ただし、入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額については平成23年8月31日までを予定) 	東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取り扱いについて(その7) 事務連絡 / 5月23日 保険局医療課
一部負担金等の取扱い (7月以降の診療等分の取扱い)	<ul style="list-style-type: none"> 入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額については平成23年8月31日までを予定していたところであるが、今般、被災地の状況等を踏まえ、平成23年9月以降も当面、支払を免除することとする。 	東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取り扱いについて(その10) 事務連絡 / 7月22日 保険局医療課

項目	概要	文書名・措置日等
介護保険施設における特例措置等	<ul style="list-style-type: none"> 被災した要介護者等に関して、実態把握に努めること、介護サービス事業者等に対する協力依頼、介護保険施設等の施設・設備基準等に関する柔軟な取扱い、利用者負担を減免する。 	3月11日に東北地方を中心として発生した地震並びに津波により被災した要介護者等への対応について 事務連絡 / 3月11日 老健局総務課、介護保険計画課、高齢者支援課、振興課、老人保健課
特定被災区域内における指定居宅サービス業者の指定	<ul style="list-style-type: none"> 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき、特定被災区域内において、指定居宅サービス事業者の指定等について、有効期間等を延長し、その満了日を平成23年8月31日とする。 	特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき、同条第1項の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件等について 通知 / 3月17日 老発0317第1号 老健局
要援護者等への適切な支援等	<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県に対し、被災した要援護者への居宅介護支援及び介護予防支援の実施にあたっての安否確認やアセスメントの実施による適切な支援を依頼し、居宅介護支援等に係る基準・報酬上の取扱いについて周知。 	東北地方太平洋沖地震等に伴う要援護者等への適切な支援及びケアマネジメント等の取扱いについて 事務連絡 / 3月22日 老健局振興課

項目	概要	文書名・措置日等
被災した事業者に係る介護職員処遇改善交付金の取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> 介護職員処遇改善交付金の対象となっている介護事業者のうち交付要件を満たすことが一時的に困難となった事業者については、都道府県の判断により柔軟な対応を可能とする。 	東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被災した事業者に係る介護職員処遇改善交付金の取扱いについて 事務連絡 / 3月25日 老健局介護保険計画課、振興課
介護報酬等の請求の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の事務手続及びサービス提供記録等の保存・整備について 	東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて 事務連絡 / 4月5日 老健局介護保険計画課、高齢者支援課、振興課、老人保健課
介護報酬の概算請求について	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法の適用地域に所在し、本年3月12日以降のサービス提供分について概算による請求を行った介護サービス事業所等に限って、引き続き通常の手続きによる請求を行うことが困難な場合、4月サービス提供分についても一か月分を通して概算による請求ができる。 	東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて(4月サービス提供分) 事務連絡 / 4月22日 厚生労働省老健局介護保険計画課、高齢者支援課、振興課、老人保健課